

りす俱樂部

2019 年
11月号
第276号

リンドウ（竜胆）

爽やかな秋の野山に、群生を好まず単独で咲くリンドウ。「悲しんでいるあなたを愛する」が花言葉。天気の良い日だけ、太陽に向かって咲き、雨や曇り、そして夜は、花びらを閉じることに由来する。漢方薬の根は、まるで胆汁のよう

に極めて苦いので、漢名は、最上級を意味する「竜」を付し、「竜胆」と書く。

弁護士 福井大海



令和の時代の契約家族

NPOりすシステム 相談役

松島如戒

りすシステムの生前契約を立ち上げたのが1993年10月。現在27年目に入りました。

同年12月に生まれた孫娘が大学を卒業し、今や中堅の銀行員として活躍しています。生前契約には形がないので、育ったのか老いたのか分り難いのですが、人間の子の成長は形が見えるので分り易いです。

そんな生前契約に行政が目を向けたのが、2017年1月31日付「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」という消費者委員会から発出された公文書でした。「建議」は聞き慣れない言葉ですので、調べてみました。

まず消費者委員会とは何者でしょうか？この組織は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年

法律第48号）という法律によって設置された国の機関です。その公文書にはこんなことが書いてあります。

我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。

こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（本建議における「身元保証等高齢者サポート事業」）が生まれている。

身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機

関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないのが実情である。

当委員会はこうした状況を踏まえ、身元保証等高齢者サポート事業に係る消費者被害の防止のために、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）に基づき、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、次のとおり建議する。また、この建議への対応について、各大臣に対して、平成29年7月までにその実施状況の報告を求める。

この建議が発出された事の始まりは、公益財団法人日本ライフ協会という法人が、死後事務の履行に必要なといつて預かった、主として高齢者の虎の子の財産を10億円あまり棄損させるといふ、2016年に発生した事件でした。

その法人の仕組みはりすシステムの仕組みを模倣したものです。良い仕組みだから模倣されるわけで、そのこと自体はよいとしても、結果としてサギ行為の手段に使われてしまい、これは断じて許されることではありません。

多くの高齢者がだまされたポイントが二つあります。一つはこの法人が公益財団法人組織であったこと。もう一つは、消費者から信頼され、社会的にも評価を得ているりすシステムの仕組みをマネし、宣伝したこと。

りすシステムの生前契約では、預託金はりすシステムではなく、第三者機関であるNPO日本生前契約等決済機構で預り、その法人がりすの仕事の出来栄をチェックします。そこで「合格」となれば、決済機構が本人から預かっているお金をりすシステムに渡すという仕組みです。2000年に決済機構を立ち上げて以来、今日まで適正に機能している仕組みです。

破綻した法人は、この仕組みを模倣し宣伝したので、このサービスを必要としている人にとっては、「これはりすシステムの生前契約と同じじゃないか。同じというより、りすシステムはNPOだけれど、こちらは公益財団法人。すごいなー」と思ったかどうかは分かりませんが、私が利用者だったら、きっとそう思ったでしょう。



法人格（株式会社、NPO、一般社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等々）が何であるかは、消費者がその事業を信用するか否かの判断材料に大きく影響します。

りすシステムは1993年創立です。様々なトライをした結果、文化庁で、「そんなに法人格が必要なら、株式会社にしてもしたら」と言われ株式会社でスタートしました。それは、公正証書を作成し、その契約に責任を持つためには、任意団体では目的が達せられないからでした。

しかし、株式会社は利益を生み出すことが最大の目的ですから、設立当初はとても苦しみました。

そんな苦しみを経験した私にとって、内閣総理大臣の認証による、この「公益財団法人」の出現は、まぶしいものでした。その時に思いました。これは政治銘柄などと。三重県が所在地ですから、有力な政治家は誰だろうと。他人のモノマネで仕組みを作り、厚化粧しただけのプロジェクトですが、それでも成功することを願いました。

何故、マネされたプロジェクトを庇うのか。ちよつと変に思うかも知れませんが、過去に同じようなことがありました。それは、損害保険大手且つ当時大学生の就職先

人気ランキング上位の会社、NTT、元々は恩賜財団であった都内の著名な葬儀事業者の三者がタッグを組んで、華々しく立ち上げた「葬儀の生前予約サービス」で、何とか成功して欲しいと思ったのです。

日本を代表する超大企業がタッグを組んで立ち上げた、生前契約^{まが}擬いのプロジェクトが失敗となれば、九州の田舎の小さな寺が主体となり立ち上げた生前契約なんて、成功するはずないじゃないか……。こんな烙印を押されることを恐れたからでした。

今度の公益財団法人の事件も、以前のそれも、りすシステムは全くと言っていいほど影響を受けず、私の心配は杞憂に帰しました。それだけでなく、この事件をきっかけに、国が関わらざるを得ない状況になるというボーナスを、私たちは手にしたことになります。

建議は法的な強制力のある行為ですから、関係省庁は対応したようですが、長年この道で苦勞している私たちにすれば、消費者保護という本来目的に対し、実効性のある対策は取れていない感じがします。

それは当然だと思います。一片の公文書を発出して解決出来るような問題ではないのですから。恐らく、指図している側（消

費者委員会）も、指図を受けた三つの省庁も、問題の本質に辿り着いていないのだと思います。その中身、特に身元保証問題については、りす倶楽部第263号（2018年7・8月合併号）に書きましたので、ご記憶の方も多いと思います（バックナンバーが必要な方はお申し出下さい）。

しかしながら、役所が「身元保証等高齢者サポート事業」とネーミングしたのは、さすがだと思います。今、国民・消費者が求めている優先順位は、死後のことよりも、現在のところ、例えば高齢者施設入居時や、入院・手術の際に身元引受保証人がおらず困っているのです、こちらの解決が先でしょうし、私もそう思います。

このような時代の変化、ニーズに因應する生前契約でなければ、その存在価値が問われかねないとも考えます。よって、令和の生前契約は契約受託の考え方の転換を図ることにしました。



新しい生前契約への転換点

この世にパーフェクトなものなど、あるわけありません。でも生前契約は、何時代の時代もパーフェクトを目ざさなければ、社会的文化装置として機能し得ないという宿命を負っています。

私たちはこの大命題に四苦八苦し、取り組んできたからこそ、その存在が社会的に認知されてきたと考えています。

死後のことが決まっていなければ

責任ある身元引受保証が出来ない理由^{わけ}

事業者（高齢者施設、病院など）が身元引受保証人を求める理由はいくつかあります。

金銭債務の保証、契約終了後の身柄（遺体）の取扱い、残置物処理、緊急時の連絡先、医療上の判断等々を誰かに担ってもらわなければ、責任ある施設入居時のサービスや、医療サービスが出来ないということです。

ここにあげた事項の一つひとつは、いわゆる家族の役割とされているものです。それ故事業者としては、身元引受保証人の最

適格者は家族ということになります。しかし、家族なら誰でもいい訳でもありません。

例えば配偶者でも、高齢になれば身元引受保証人の適格を失う時代です。特に医療現場ではシビアになっています。高度に発達した医療の中で、医師の説明を本人と一緒に聞いて理解し、同意を得ることが求められます。万一、後日訴訟等になった際、その同意が適正なものと裁判所が認めるか否かが判断基準になるということです。

葬儀は家族（親族）の仕事ですから、家族なら最期（死亡した時）についても大丈夫ですが、他人、ましてや法人では、本人が自分自身の最期についての自己決定と自己責任による準備がないと、身元引受保証人にはなれません。他人に最期の準備を依頼するには、自分でその費用を準備しなければなりません。よって保証問題と死後事務は、「密接不可分」の関係にあることがご理解いただけたと思います。

別の視点から考えると、この種のサービスにおける消費者被害問題の根源は、死後事務履行に係るお金の問題となるのです。そこで、お金にまつわる消費者被害を防ぐには、死後事務受託事業者自身、および事業者との関係性において、一定の距離が

保てないと判断した場合、お金を預かってはならない制度をつくることです。

繰り返しますが、りすシステムの生前契約を立ち上げることが出来た最大の功労者は、当時の東邦生命保険相互会社々長の太田清蔵氏です。本来、生命保険の原型は、一家の大黒柱が死ねば葬式代その他の不時の出費が必要となり、その費用に充てるため、保険に入っておこうというわけです。

そこまではOKですが、他人がその仕事を引き受けるからには、仕事をしたりシステムに生命保険金が直接支払われなければ、システムとして機能しないことになります。その壁が越えられないことで、私たちは今に至るも苦勞し、悩み続けているのです。



死後事務の原資は生命保険金を中心に株式会社りすネットが生命保険の

代理店になる

法律で、NPO組織は生命保険会社の代理店にはなれません。そこで霊柩事業（現在はNPOも可）や小型貨物運送事業など、生前契約運動を円滑に進めるために、りすネットという株式会社がありますので、そ

の会社で去る11月1日付で、「SOMPO ひまわり生命保険株式会社」の代理店登録が出来ました。

外側にいて「無い物ねだり」は止めよう。業界の内側に入って、「死後事務」として仕事に必要なお金を準備するという「one piece」を取り込むことで、意外な展開が期待出来るのでは。そんな思いで取り組んでいます。

死後のお金の問題がこれで全てOKという訳ではありません。ガンなどの病気があればダメ、超高齢になればダメとか、いろいろな制約がありますので、多様な選択肢を用意する必要があります。これまでの、りすシステム利用者の年齢層は70代が中心でしたが、若年齢化の兆しが見えています。その最大の理由は、身元引受保証等が必要になり、りすシステムと契約するというケースです。このような方々にとって、生命保険はすばらしい選択肢となるはずですよ。

他方、現在「死に金」を用意するくらいのお金はあるが、これから保険料を支払うなんてとんでもない。そういう方もおられ、既に決済機構に預託しておられる方も多数おられます。生命保険に入れない方もおら

れるでしょう。これらのことを総合的に考えると、「信託制度」を活用する選択肢が重要と考え、目下研究中です。

現在、私の頭の中には究極の選択肢があります。現在70歳の女性が亡くなるのは、20〜30年先のことです。そのお金のせいで、消費者被害が生じたり、現在必要な施設入居や入院のための身元引受保証が受けられない：そんなことがあつてはなりません。契約家族はそんな不十分なものではないはず。現在私はそんな「苛立たしさ」に苛まれています。

究極の選択肢とは、死んだ後のことについて、お金のことは後回しにして決めておく。決めたことを誰に実行してもらうか、誰に頼むか（りすシステムでなく、その他も可）と、遺言執行者を決め、遺言公正証書を作成し、決めた情報をどこかに預けておく。りすシステムに預けるのが、利用者にとって最も有効だと思います。

もちろん、申込金5万円、分担金15万円、システム維持費月額1000円、公正証書作成費用約10万円、生前・死後のための預託金で計100万円は必須です。

入院保証などは、病院によっては安いところもありますし、クレジットカードを提

示すれば保証金の替わりになるところもあります。10万円以上が必要のところもありますので、現在、生前事務預託金の最低額は20万円ですが、出来れば30万円くらい預けていただけると、身元引受保証人になる側（りすシステム）も安心です。生前サービスの費用は、いずれ銀行引落し制度を導入することが望ましいと思います。

昔から、「餅は餅屋」と言うのではないですか。素人（NPOなど）がお金の出納業務を行うのはベストとは言えません。今は止むを得ず決済機構にお願いしていますが、りすシステムの現在の利用者数約4000人が、いずれ10倍になることを目論んでいますので、銀行引落しに移行せざるを得ないと思います。そうなりますと、引落しまでの立替期間が2ヶ月くらいになりそうですから、それらを勘案し、生前サービスに関する預託金額を増額する必要があると思っています。

現在、サービスが利用出来るまでに負担いただいている費用のうち、分担金15万円と生前預託金の一部を分割納付でも良いか、と考えています。

そうしますと、申込金5万円、公正証書作成費用約10万円、預託金10万円の計25万

円あれば、りすシステムの身元引受保証が受けられることになり、こんなことを私の個人的な試案として考えています。

既に利用しておられる方は：

昔の人は、こんなことを言っています。「死に仏より、生き仏が先だ」と。これまでに述べてきましたように、社会が求めているのは、安い費用で安心して利用出来る身元引受保証人です。

現在、死後事務に必要な費用として、一人当たり50万円以上を決済機構に預託していただいています。このお金について、生命保険（既に契約済で、死亡後いつでも保険金が支払ってもらえる契約）の受取人変更も可能性が高くなりました。

さらに、新規の生命保険加入契約の手続きが済めば、死後事務相当費用額の預託金の払い戻しも、検討する必要があると私は考えています。



セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。

りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコム株式会社の緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。

りすシステムで、緊急通報装置等の設備が付帯していない住宅の身元引受人・連帯保証人および緊急連絡先を受託する際は、セコム株式会社等が提供する安否見守りサービスの導入が必須です。

セコム説明会のご案内

東京

【日時】12月15日(日) 10:30～10:50
14:00～14:20

12月19日(木) 15:00～15:30

1月15日(水) 10:30～10:50

14:00～14:20

1月21日(火) 15:00～15:30

【会場】NPOりすシステム 東日本支部 (本部)

東京都千代田区九段北1-4-5 北の丸ガラスゲート 1F

【最寄駅】東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線

「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

※参加希望の方はご連絡下さい

【日時】12月12日(木) 10:00～11:00

1月12日(日) 10:00～11:00

【会場】りすセンター・新木場 東京都江東区新木場4-6-13

【最寄駅】東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線

「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅前ロータリーから送迎の用意があります

9時30分に集合下さい

※参加希望の方はご連絡下さい

名古屋

【日時】12月25日(水) 14:30～15:00

1月25日(土) 14:30～15:00

【会場】NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅2-28-9 名駅プラザビル503号

【最寄駅】JR「名古屋」駅徒歩10分

※参加希望の方はご連絡下さい

大阪

【日時】〈生前契約説明会 終了後〉

12月7日(土) 12:00頃～/15:30頃～

1月7日(火) 12:00頃～/15:30頃～

〈談話サロン 終了後〉

12月23日(月) 14:15～15:00

【会場】NPOりすシステム西日本支部

大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4F

【最寄駅】地下鉄谷町線・堺筋線 「南森町」駅徒歩3分

JR 東西線「大阪天満」駅徒歩1分

※参加希望の方はご連絡下さい



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。



Xperia Hello!
(エクスペリア ハロー)
もう一人家族がいるような安心感で、声でセキュリティの操作もできる、コミュニケーションロボットです。

※別途ご購入頂くものとなります

磯貝 香也子
(いそがいかやこ)
アシスタント

■出身地:
埼玉県川口市
■趣味: ヨガ、旅行
■性格: 明るく
プラス思考



私たちが
担当します!

土屋 美幸 (つちや みゆき)

■出身地: 埼玉県朝霞市

■趣味: 季節のお花めぐり、
森林浴

■性格: 明るく
フットワークが良い

ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか? セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしをサポートをいたします。使い方はとっても簡単! お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳より
情報!

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなど、このサービスをご利用ください!

日本水彩展・地方巡回展



9月20日(金)
松山展
愛媛県美術館



10月2日(水)
熊本展
熊本県立美術館
分館



《お知らせ》どの支部の行事でも参加できます。事前にご連絡下さい。

お申込み・お問合せは0120・889・443までお願いします

東日本支部 暮らしのよろず相談会

▽日時..12月20日(金) 10時~15時

1月20日(月) 10時~15時

※毎月20日に行います

▽会場..りすシステム東日本支部(本部)

北の丸グラスゲート1階

▽担当..

森 妙子(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパーバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(りすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部 部長)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切..1週間前までにお申込み下さい

東日本支部 法律相談

▽日時..12月16日(月) 13時~15時

1月22日(水) 13時~15時

▽会場..りすシステム東日本支部(本部)

北の丸グラスゲート5階

▽担当..長谷川範子 弁護士

▽締切..1週間前までにお申込み下さい

東日本支部 見学会

「りすセンター・新木場」見学会

▽日時..12月12日(木) 13時30分~

1月12日(日) 13時30分~

※毎月12日に行います

▽締切..前日までにお申込み下さい

※新木場駅前ロータリーから送迎の用意があります。

13時に集合下さい

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部 談話サロン

▽日時..12月23日(月) 12時~14時

※1月23日(木)は新年会です

▽会場..りすシステム西日本支部

▽参加費..500円(軽食をご用意します)

▽締切..3日前までにお申込み下さい

西日本支部 法律相談

▽日時..12月18日(水) 13時~15時

1月15日(水) 13時~15時

▽会場..りすシステム西日本支部

▽締切..1週間前までにお申込み下さい

※定員になり次第、締め切ります

談話室・忘年会・クリスマス会・新年会

※お申込みの方に詳細をお知らせします

北日本支部 忘年会

▽日時..12月20日(金) 11時30分~

▽会場..決まり次第、お知らせします

▽参加費..3000円

▽締切..12月15日(日)までにお申込み下さい

※定員になり次第、締め切ります

※りすシステム代表・杉山も参加します

西東京ランチ なんでも談話室

▽日時..1月14日(火) 13時~15時

▽会場..りすシステム西東京ランチ

▽参加費..無料、お茶・お菓子をご用意します

▽締切..3日前までにお申込み下さい

※定員(10名)になり次第、締め切ります

※JR武蔵野線・新秋津駅、西武池袋線・秋津駅から送迎の用意があります



東日本支部 新年会

- ▽日時…1月29日(水) 12時～14時
▽会場…萬珍樓本店 ▽参加費…3500円
▽締切…1月22日(水) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
※りすシステム代表・杉山も参加します

中部日本支部 新年会

- ▽日時…2月5日(水) 11時30分～13時30分
▽会場…ホテルナゴヤキャッスル11階
コンテンポラリー・ダイニング
クラウン
▽参加費…4000円
▽締切…1月30日(木) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
※りすシステム代表・杉山も参加します

西日本支部 新年会

- ▽日時…1月23日(木) 12時～14時
▽会場…大阪新阪急ホテル地下1階
フレンチ&チャイニーズレストラン
モンスレー
▽参加費…4000円
▽締切…1月16日(木) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
※りすシステム代表・杉山も参加します

中国支部 プチ新年会

- ▽日時…1月4日(土) 13時～15時
▽会場…りすシステム中国支部
▽参加費…500円(軽食をご用意します)
▽締切…12月28日(土) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります

四国支部 プチクリスマス会・プチ新年会

- 【プチクリスマス会】
▽日時…12月25日(水) 13時～15時
▽会場…りすシステム四国支部
または近所の喫茶店
▽参加費…1000円
▽締切…12月18日(水) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
【プチ新年会】
▽日時…1月25日(土) 13時～15時
▽会場…りすシステム四国支部
または近所の喫茶店

九州支部 プチ忘年会・新年会

- 【プチ忘年会】
▽日時…12月29日(日) 12時～15時
▽会場…りすシステム九州支部
▽参加費…1500円
▽締切…12月28日(土) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
【新年会】
▽日時…1月17日(金) 12時～14時30分
▽会場…日本料理しゃぶ禅昭和通大名店
▽参加費…3500円
▽締切…1月15日(水) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
※新年会は、りすシステム代表・杉山も参加します

大分支部 新年会

- ▽日時…1月16日(木) 12時～14時30分
▽会場…大分センチュリーホテル3階
豊後の間
▽参加費…3000円
▽締切…1月10日(金) までにお申込み下さい
※定員になり次第、締め切ります
※りすシステム代表・杉山も参加します



支部



活動記

北海道・北日本支部

▼最近、本人以外からりすシステムについての問い合わせが増えていきます。利用者からの口コミによるものや、サポートの実績が少しずつ評価されているようです。いくつかご紹介します。

医療ソーシャルワーカーから、「脳梗塞で入院し、快方に向かっている60代の男性についての相談です。麻痺が残り、退院後は一人暮らしが困難になって、施設入居を検討中ですが、身元引受保証人で困っています。このような場合、利用できますか」との問い合わせがあり、資料をお送りしました。

弟さんが障害者支援施設に入所している女性から。「弟は脳梗塞を患いましたが、意思表示は可能です。現在90歳になる母が金銭管理などをしており、母から、『弟の面倒を見てやってほしい』と頼まれました。弟と9歳違いの私もいつ何が起るかわからず、自分

の家族の世話もあるので弁護士に相談したところ、弁護士は後見事務が主な仕事で、病院の付添いや施設とのやり取りなどの対応は出来ないことが分かりました。インターネットで検索し、やっとりすシステムを見つけました」とのことでした。

先日、弟さんが入所している障害者施設へ出張説明に出かけました。弟さん本人、問い合わせを下さったお姉さん、お母さん、施設の相談員へ、りすシステムの説明をしました。

介護付き有料老人ホームに入居している友人の保証人になっている方からは、「体力的に、友人のサポートが困難になってきています。施設スタッフに相談したら、りすシステムを紹介されました。友人の部屋で説明を聞くことは出来ずか」との問い合わせがあり、出張説明が可能と答えました。



東日本支部

▼UR賃貸住宅にお一人暮らしのTさん（86歳・男性）が、りすシステムと契約したのは2004年でした。毎年返送いただく確認シートには、持病の呼吸器疾患はあるものの大過なく暮らしている様子が記され、見守り訪問は希望されませんでした。

その後、2013年に返送いただいた確認シートに、要支援2から要介護2になったとの連絡があり、この年も見守り訪問の希望はなし。そこで、保健師が電話で様子をお聞きしたところ、「徐々に体力が低下し、ヘルパー、訪問看護、入浴介助を利用しています。食事は生協からの配達と、ヘルパーさんに調理をお願いするなど、みなさんに助けられながら生活しています」とお話しされました。

その後数年間も見守り訪問は希望せず、都度、保健師が電話を入れ状況を確認。「月2回の訪問診療、週2回のヘルパー訪問と訪

問看護、入浴介助を利用し、何とか一人で暮らしています。りすさんを頼りにしています。これからよろしくお願いします」とおっしゃっていたTさんです。2016年には要介護3になりました。

2017年、財産の管理や個人財産遺言の書換え等、相談したいことがあるので自宅に来て欲しいとの依頼があり、保健師を含むスタッフ2名で訪問しました。

財産の管理については、Tさんの依頼があれば、りすで管理が可能とお伝えしました。遺言の書換えについては、「地域社会に残したい、お世話になった人たちにも差し上げたい気持ちが強くなった」とのこと、書換え作業、手続きを手伝うことになりました。

遺言関連のお話が終わったところで、ケアマネジャーにも同席してもらい、最近のTさんの様子をお聞きし、改めて、連携を取り合ってサポートしていくことを確認し合いました。

2018年、自宅での出張作成

中部日本支部

による個人財産遺言の書換えが終わり、遺言の正本をお預かりするため自宅を訪問。Tさんは、「訪問医には、延命治療は不要、自宅で看取って欲しいと伝えています。今こうして安心して暮らせるのも、りすシステムのお陰です」と、深く頭をさげられました。

今年に入り、体調のすぐれない日が増えたTさんですが、週2回の訪問診療・看護と、ヘルパーによる掃除・食事のサポートを受け、自宅での暮らしを続けました。

9月下旬、りすに提出している書類を訂正したいとの依頼で自宅へ出張し、次回12月に様子伺いで訪問予定でしたが、10月半ば、静かに息を引き取りました。

各種のサポートを受け、ご希望通り自宅で最期を迎えることが出来たTさん。「みなさんの手助けのお陰で、何とか生きています」と、お会いする度に感謝の言葉をかけて下さっていた、穏やかなTさんのお顔が心に浮かびます。

現在、[企画書](#)に添い、死後事務を進めています。

▼長年ケアハウスで暮らしてきたEさん（87歳・女性）は、80歳を過ぎたあたりから体力・気力の衰えが顕著になりました。

5年前に脳梗塞を発症し、退院後これまで通りの暮らしは困難ではとの懸念がありました。が、住み慣れたケアハウスで暮らしたいと本人の希望もあり、介護保険のサービスを利用してこれまで通りの生活を続けていました。

今年に入りケアマネージャーから、「認知の症状が始め、被害妄想もあります」との報告を受け、Eさんから、「介護が受けられる施設へ変わりたい」との申し出がありました。

経済的にそれほど余裕があるわけではないEさんにとって、介護付き有料老人ホーム入居は難しく、かといって、現在の要介護1の状態では、特別養護老人ホームに入ることも出来ません。

そこで、ケアハウスの施設長、ケアマネージャー、りすシステム

で話し合い、介護保険の区分変更申請をしました。同時に特養の入居を申し込み、入居出来るまではショートステイを利用することにしました。

先日ショートステイ入所の契約を済ませ、その翌日、ショートステイ先から迎えに来てもらい、長年暮らしたケアハウスを後にしたEさん。今後、住んでいた部屋の片づけ、清掃などの手配をします。Eさんが一日も早く新しい環境に馴染み、安心して暮らしていただけるよう、サポートを続けます。

西日本支部

▼13年前にりすシステムと契約したMさん（81歳・女性）には、息子さんが一人いましたが、契約から1年後、息子さんがくも膜下出血で就業中に倒れ、寝たきりの身体障害者になりました。

Mさんは、「障害者となった息子をおいて、私が先に逝ってしまつたら…」と息子さんのサポートをりすに託され、Mさんが代筆した息子さんの[企画書](#)と、[預託金](#)

をお預かりしました。

その息子さんが8年前に旅立つ後、ヘルパー・ステーションの支援を受けながら、自宅で穏やかに暮らしていたMさんでしたが、数年前から体調不良を訴えるようになりました。

年1回の見守り訪問の際には、「何とか大丈夫です…」とおっしゃってはいましたが、不安が募っている様子がみてとれ、ケアマネージャーとの打合せでも、物忘れが顕著になっていました。

「遠くに住んではいますが、私には孫がいます。多少の不便はあるものの、このままヘルパーの介護支援を受けながら自宅で暮らしたい。私の性格では、施設での集団生活は無理だと思います」と言っていたMさんですが、通院している病院の医師から、「後見申請をした方が良いでしょう」との診断を受け、後見診断書を発行してもらうことになりました。

今後は、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをすることになります。

これからもMさんの希望に沿ったサポートが出来るよう、ケアマネージャーと連携しながらMさんを支えます。

中国支部

▼若い頃の不慮の事故が原因で全盲となったOさん(83歳・女性)は、事故後、勤務先を退職、ご主人に先立たれた後は、アパートで一人暮らしを続けていました。

高齢になり、地域包括支援センターから、「全盲でお一人暮らしの方がいます。火の扱いなどに不安があり、グループホーム入所をすすめていますが、身元引受保証人をりすシステムにお願い出来るか」との問合せがあり、契約して今に至っています。

先日、Oさんが入所しているグループホームから、「移動支援事業者と、移動支援計画を立てるの、来所して欲しい」との連絡があり訪問しました。

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障害者等(重度訪問介護、同行援護及び重度障害者等包

括支援の受給者は除く)に対して外出のための支援を行うことで、自立した生活や社会参加を促す福祉サービスのことです。

この事業は国の事業ではなく、地域の実情に合わせて実施出来るよう、市町村地域生活支援事業の中に位置づけられているため、市町村によって、対象者や報酬額、取扱い等が異なります。

打合せ当日は、Oさん、移動支援事業者、施設責任者、りすスタッフが一堂に会し、今後の支援について、Oさんの希望をお聞きしました。

Oさんは、「移動支援が中止になる雨の日でも、亡くなった主人のために生花とお菓子を買いに行つて、お仏壇にお供えをしたい。時々公園で、日光浴や自然の風に吹かれない」と言われます。施設から、「介護タクシーチケットがあるので、それを使って実行してはどうでしょう」との提案があり、そうすることにしました。

また、移動支援の担当者から、「コートのボタンが取れかかつて

いたり、ボタンがなくなっている箇所があります」との指摘がありました。

施設責任者からは、「衣類の中には古くなって毛玉がたくさんついているものがあり、パンツのゴムが伸びているものもあります。整理してもよいのでは」との提案がありOさんも納得され、持っているコート類を見せてもらいました。

ボタンが取れかかっているものは繕い、なくなっているものは後日つけてもらうよう施設に依頼。古くなった衣類は処分することとし、新たに購入する衣類のリストを作りました。次回訪問時に新しい衣類をお持ちする予定です。

りすシステムでは、障害の程度にもよりますが、障害をお持ち方の福祉サービスの利用について、専門家の意見を取り入れながらサポートしています。

四国支部

▼介護付き有料老人ホームで暮らすTさん(83歳・女性)の見守り訪問の際、「りす倶楽部を読んでいる利用者みなさんに伝えて欲しい」と、次のようにお話しされました。

数年前、お腹にニキビのような、小さなできものがあるのに気づいたTさんは、近くの病院を受診。その時は、単なるできものだから気にしなくてよいと、医師に言われたそうです。

1年以上放置していたところ、だんだん大きく歪んだ形になり、ジクジクと膿んできました。いよいよ心配になって別の病院を受診したら、皮膚がんの疑いありと言われ、大学病院を受診することになったそうです。

受診後すぐに入院し、検査した結果、やはり皮膚がん、野球ボールより大きくなっており、切除手術を受けました。

「あの時、りすさんに入院の保証や手術の立会いをしていただ



き、契約していて本当に良かったと思えました。『早期発見していれば、これほど危険な状態にはならなかったでしょう』と主治医に言われ、最初の段階で他の病院を受診しておけばよかったと、今でも悔み切れません」とお話しされました。

Tさんは、皮膚がんの切除手術でえぐられたお腹に、両太ももの内側の肉を移植する大手術を受け、3ヶ月も入院したとのこと。両足の筋力が衰え、一時は歩けませんでした。その後リハビリに励み、杖について歩けるまでに回復しました。

「皮膚がんは素人目には分かりません。専門の医師にも区別がつかない場合もあるので、気になったら数ヶ所の病院で診てもらったことをお勧めします。私のように、術後、苦しまないためにも…」

続けてTさんは、「介護付き有料老人ホームでは、杖が必要になると介護申請するよう言われます。要介護になれば、施設スタッフが外出の同行をしてくれます

が、出来ることは自分でやりたいし、自由に歩きたいので、介護申請はしていません。このままもう少し頑張つて、リハビリのつもりで大街道の事務所にも行きたいです」と、笑顔でおっしゃいました。

九州支部

▼毎月29日のなんでも談話室を楽しみにしておられるSさん(88歳・女性)。

誕生月は8月で、今年8月もお気に入りのお店でSさんのお誕生会を開催しました。いつもは赤ワインで乾杯し、大好きな懷石料理を完食されるSさんですが、今年少し様子が違いました。

お誕生日からさかのぼること数ヶ月、5月のなんでも談話室前日、Sさんが暮らす施設から、「Sさんがトイレに行った際に転倒しました。シルバーカー歩行が困難で、痛みを訴えています」との連絡があり施設へ急行、往診医に診察を依頼しました。

整形外科を受診した方がよいと

の往診医の診断で、その場で紹介状を書いてもらって紹介先病院へFAXし、寝台車の介護タクシーを手配。入院になる可能性大で、入院準備をしながらタクシーを待ちましたが、急なことで介護タクシーがなかなか来ず、到着したのは正午少し前でした。

受診予定の整形外科の受付は午前中までで、このままでは間に合いませんでしたが、救急外来なら受入れ可能とのこと。で、タクシーはキャンセルし、救急搬送することになりました。到着した救急車に同乗し、痛みを訴えるSさんの手を握って元気づけながら、搬送先病院へ向かいました。

検査の結果、圧迫骨折との診断でそのまま入院となり、手続きしました。主治医の病状説明、担当看護師の看護計画をSさんと一緒に聞き、契約家族として同意。その後、病室のベッドに横になった

Sさんは、薬の効果があつたようで痛みを訴えることもなく、まもなく寝息が聞こえ安堵しました。

手術の必要はなかったSさんですが、患部をコルセットで固定し、安静にして2週間ほど過ごした後、急性期病院からリハビリ病院へ転院しました。

面会時や病状説明の同席の折には、お誕生会までの退院を目標に頑張りました。Sさんもそれに向かってリハビリに励み、88歳のお誕生日の直前、退院しました。

そして迎えた8月のお誕生会。今年は赤ワインとはいかず、ウーロン茶で乾杯しましたが、懷石料理は9割がた召し上がったSさんです。

介護2から介護4へ、シルバーカーから車椅子の生活になったSさんですが、なんでも談話室は、「ぜひとも参加したい、連れて行って下さい！」と送迎を希望されています。これからも契約家族として、Sさんのお気持ちに寄り添っていきます。



大分支部

▼Kさん（2014年逝去、享年89歳・女性）の後見事務履行に関する事前意思表示書（略称・後見ノート）の人生観の欄には、次のように記されています。

- ① 人事を尽くして天命を待つ
- ② 最後の瞬間まであきらめない
- ③ 誠心誠意

Kさんは、まさにこのように生き、人生を全うされた方でした。

Kさんは自身の死後にやってほしいことを、自分の言葉でしっかりと企画書に記して予算を計上しており、その中の一つのお墓の管理については、「K家のお墓の管理・供養を、主人の33回忌までやってほしい」と依頼されました。

K家の墓地は、「昭和の大横綱双葉山記念館」のそばの、地域の共同墓地にあります。Kさんが亡くなった後、企画書に忠実に、年4回（春、夏のお彼岸、お盆、年末）、功德院の僧侶が掃除、お参りに伺っていますが、無縁墓が増えている昨今、きちんと管理され、

供養されているK家のお墓は、近所のみなさんにうらやましがられています。

もう一つの依頼は、「生前、医療機関や近所の方々にお世話になったので、死後は、へ長年にわたり高度医療、福祉の恩恵にあずかった、報恩、感謝の気持ち」として、宇佐市、下庄自治会に遺産の一部を寄付し、遺体は医学生の勉強のために役立ててほしいので、献体したい」というものでした。

さらに、献体先から遺骨が返還されたら、地域のみなさんへのお礼の気持ちとして「通夜ぶるまい」をして欲しいと、人数、料理、場所、予算等を決め企画書に記していました。

献体について、遺骨の返還先はご主人の先妻の息子さんでしたので、遺骨を受け取ったらご一報いただくようお願いしていました。が、連絡がなかったことから献体先のO大学医学部に問い合わせました。結果、息子さんは遺骨の受け取りを拒否しており、甥御さんが受け取ったようでしたが、その甥

御さんは中国に移住し、連絡先が分かりませんでした。

遺骨はありませんが、Kさんの意思を実現する術として「お別れの会」が出来ないか、Kさんが生前からお世話になっていたSさんに相談しました。Sさんによると、今は勤めに出ている人も多く、集まってもうるのは難しいだろうとのこと、地域のみなさんにご挨拶して回り、お礼の品をお配りすることになりました。

迎えた挨拶回りの日、りすシス

テムのアドバイザー2名で、Sさんの奥さんにご案内いただき、手押しの一輪車に積んだお礼の品をみなさんへお手渡ししました。

お別れの会が出来なかったのは残念でしたが、ご自宅を一軒一軒訪ね、Kさんが生前お世話になったお礼をし、たくさん思い出話をお聞きすることが出来ました。地域のみなさんに慕われていたKさんが偲ばれ、Kさんのお気持ちをみなさんへ伝えることが出来たと思えました。

中部日本支部移転のお知らせ

2019年11月25日、りすシステム中部日本支部が移転しました。電話・Fax番号は変更ありません。

【新住所】

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅2-28-9
名駅ブライトビル503号
〈最寄駅〉JR名古屋駅 徒歩10分





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

人気のカラーです！



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。



NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキョウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん（埼玉県川口市）	佐藤 ヤエさん（東京都板橋区）	畑中 百枝さん（千葉県白井市）
小島 敬司郎さん（埼玉県さいたま市）	清水 克美さん（千葉県柏市）	村岡 彌太郎さん（大分県大分市）
小島 幸子さん（東京都豊島区）	清水 優子さん（千葉県柏市）	村岡 美代さん（大分県大分市）

50音順



※ 2019年10月1日～10月31日の期間、9名の方から寄附をいただきました。
※ 村岡 彌太郎さん、村岡 美代さんが1000ポイントを達成されました。



● なんでも談話室 ● ◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	※ 12月6日(金)は忘年会です。お申込みは11月30日に締め切りました。 ※ 1月の談話室はお休みです	
北日本支部	※ 12月の談話室はお休みです 日時：1月30日(木) 11時～15時	会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：12月19日(木) 11時～15時 日時：1月21日(火) 11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：12月10日(火) 13時～15時 日時：1月10日(金) 13時～15時	会場：中部日本支部事務所 会場：中部日本支部事務所
中国支部	※ 12月7日(土)はプチクリスマス会です。お申込みは11月30日に締め切りました。 ※ 1月4日(土)はプチ新年会です。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。	
四国支部	※ 12月25日(水)はプチクリスマス会です。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。 ※ 1月25日(土)はプチ新年会です。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。	
九州支部	※ 12月29日(日)はプチ忘年会です。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。 日時：1月29日(水) 13時～15時	会場：九州支部事務所
大分支部	日時：12月23日(月) 13時～15時 ※ 1月のうたごえサロンはお休みです	会場：大分支部事務所

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：12月23日(月) 12時～14時 会場：西日本支部事務所 詳しくは8ページ参照 ※ 1月23日(木)は新年会です。詳しくは9ページのお知らせをご覧ください。
-------	---

● 生前契約説明会・私のおぼえがき講座 ●

支部	電話番号	生前契約説明会		私のおぼえがき講座	
北海道支部	011-756-4165	5日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日 会場：九段下	11:00～13:00 14:30～16:30	15日 会場：九段下	11:00～12:30 14:30～16:00
		24日(3・9月休み) 会場：巣鴨	13:00～15:00		
		12月6日、1月6日 会場：横浜	10:30～12:30	12月26日、1月30日 会場：横浜	10:30～12:30
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00 14:00～15:30	26日	10:30～12:00 14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	11:00～12:30	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先

 **0120-889-443**

生活支援テレホン

 **0120-332-206**

24時間365日いつでも **りすセンター・新木場**

 **0120-373-959** (海外からご利用の場合) **+81-3-3522-5660**